岩崎電気株式会社
証券コード　6924

第104回定時株主総会
招集ご通知

日時　2019年6月27日(木曜日)
　　午前10時（受付開始 午前9時）
場所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
　　サンライズビル　3階コンベンションホール
　　(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解の程お願い申しあげます。

IWASAKI

○目次

第104回定時株主総会招集ご通知 …… 1

(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金処分の件 …… 3
第２号議案　取締役７名選任の件 …… 4
第３号議案　監査役２名選任の件 …… 10
第４号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 12

(提供書面)
事業報告
１．企業集団の現況 …… 14
２．会社の現況 …… 20

連結計算書類
連結貸借対照表 …… 32
連結損益計算書 …… 33
連結株主資本等変動計算書 …… 34

計算書類
貸借対照表 …… 35
損益計算書 …… 36
株主資本等変動計算書 …… 37

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査報告 …… 38
計算書類に係る会計監査報告 …… 39
監査役会の監査報告 …… 40

株主総会会場ご案内図

証券コード　6924
2019年６月７日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目４番16号
岩崎電気株式会社
代表取締役社長　　伊　藤　義　剛

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第104回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月26日（水曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　2019年６月27日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　３階コンベンションホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第104期(2018年４月１日から2019年３月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第104期(2018年４月１日から2019年３月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

4．インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.iwasaki.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.iwasaki.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎ 当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定であるとともに、軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎ 昨年まで株主総会終了後にお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただくことになりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社の配当政策は、安定的な配当の継続を基本とし、将来の事業展開に備えて内部留保を勘案しつつ、当期の業績並びに事業環境を考慮して配当金を決定しております。
当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式　　１株につき金 40 円
配当総額　　312,565,920 円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月28日

第２号議案　取締役７名選任の件

第103回定時株主総会において選任された取締役７名のうち、五月女和男氏 が2019年３月31日付で辞任したため、他６名が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含めた取締役７名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位	属　性
1	伊藤義剛（いとう よしたけ）	代表取締役社長	再任
2	加藤昌範（かとう まさのり）	取締役 上席執行役員	再任
3	有松正行（ありまつ まさゆき）	取締役 上席執行役員	再任
4	稲森真（いなもり まこと）	取締役 上席執行役員 埼玉製作所長	再任
5	大屋健二（おおや けんじ）	社外取締役	再任 社外 独立
6	上原純夫（うえはら すみお）	上席執行役員 光・環境事業部長	新任
7	田内常夫（たない つねお）		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者　新任 新任取締役候補者　社外 社外取締役候補者　独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いとう よしたけ 伊藤義剛 (1958年5月11日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 14回中14回（100.0%）	1983年４月　当社入社 2006年４月　当社国内営業事業部 営業統括部長 2007年７月　当社管理本部 経営企画部長 2012年６月　当社執行役員 管理本部長 2012年10月　当社執行役員 管理本部長 兼 総務部長 2013年４月　当社執行役員 光応用事業本部長 2015年４月　当社上席執行役員 光応用事業本部長 2015年６月　当社取締役 上席執行役員 光応用事業本部長 2016年４月　当社代表取締役社長 2019年４月　当社代表取締役社長 兼 照明事業部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 営業部門、経営企画等管理部門、光応用事業部門を経て、2016年４月に代表取締役社長に就任しており、今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	5,000株
2	かとう まさのり 加藤昌範 (1959年10月19日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 14回中14回（100.0%）	1983年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 2009年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）国際審査部長 2011年６月　当社国際営業部部長 2012年４月　当社財務経理部長 2013年４月　当社管理本部長 2013年６月　当社取締役 管理本部長 2015年４月　当社取締役 管理本部長、海外管掌 2017年４月　当社取締役 上席執行役員 経営管理部、情報システム部、財務経理部管掌 2018年４月　当社取締役 上席執行役員 ライティングソリューション事業本部長、財務経理部管掌 2019年４月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、ＣＳセンター担当、財務経理部管掌（現任） 【取締役候補者とした理由】 銀行勤務を経て、当社入社後、海外事業部門、財務・経営管理部門、海外事業を含めた民間市場の新チャネル開発と開発・製造・販売までを担う事業組織の運営等を務め、現在、知財法務、ＣＳ部門を担当し、財務部門を管掌する役員として業務に精通しており、その職務・職責を適切に果たしております。 今までの豊富な経験と知見を活かすことにより、引き続き当社の経営に貢献できると判断しております。	2,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ありまつ まさゆき 有松 正行 (1956年10月4日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 14回中14回(100.0%)	1981年 4 月　当社入社 2007年 7 月　当社光源事業担当 光源事業企画部長 2008年 6 月　当社営業本部 光源営業部長 2009年 4 月　当社光源営業部長 2012年 4 月　当社照明事業戦略本部 商品戦略部長 2013年 4 月　当社執行役員 照明事業戦略本部長 兼 商品戦略部長 2014年 4 月　当社執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業企画部長 2015年 4 月　当社上席執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業企画部長 2016年 6 月　当社取締役 上席執行役員 照明事業戦略本部長 兼 照明事業企画部長 2017年 4 月　当社取締役 上席執行役員 総務部担当、広報宣伝室、CSセンター管掌 2018年 4 月　当社取締役 上席執行役員 総務部、広報宣伝室、CSセンター担当、経営企画部、情報システム部管掌 2019年 4 月　当社取締役 上席執行役員 照明事業部 副事業部長(商品企画開発)、総務部、広報宣伝室担当、経営企画部、情報システム部管掌 (現任) 【取締役候補者とした理由】 商品企画、照明事業戦略部門を経て、現在、総務・広報部門を担当、経営企画・情報システム部門を管掌し、また、4月からは照明事業の開発・製造から販売までを担う組織の商品企画開発を担当し、業務に精通しており、その職務・職責を適切に果たしております。今までの経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	1,400株
4	いなもり まこと 稲森 眞 (1958年11月21日生) 再任 【当事業年度の取締役会への出席状況】 10回中10回(100.0%)	1979年 4 月　当社入社 2008年10月　当社営業技術部長 2012年 4 月　当社技術本部長 2012年 6 月　当社執行役員 技術本部長 2015年 4 月　当社上席執行役員 技術本部長 2017年 4 月　当社上席執行役員 知財法務部、品質保証部、新技術開発部、営業技術部、評価試験センター管掌 2018年 4 月　当社上席執行役員 知財法務部、品質保証部、評価試験センター担当、新技術開発部、営業技術部管掌 2018年 6 月　当社取締役 上席執行役員 知財法務部、品質保証部、評価試験センター担当、新技術開発部、営業技術部管掌 2019年 4 月　当社取締役 上席執行役員 埼玉製作所長、品質保証部、評価試験センター担当、生産技術部管掌 (現任) 【取締役候補者とした理由】 営業技術部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、4月からは製造事業所長を務めるなど業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	700株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	おおやけんじ 大屋健二 (1949年11月4日生) 再任 社外 独立 【当事業年度の取締役会への出席状況】 10回中10回 (100.0%)	1972年4月　日本電装株式会社（現株式会社デンソー）入社 1997年1月　株式会社デンソー 新事業営業部長 2000年6月　株式会社デンソー 取締役 2004年6月　株式会社デンソー 常務役員 2007年6月　株式会社デンソー 専務取締役 2009年6月　株式会社デンソー 取締役副社長 2010年6月　アスモ株式会社 取締役社長 2014年6月　アスモ株式会社 顧問 2016年6月　アスモ株式会社 顧問 退任 2018年6月　当社取締役（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 株式会社デンソーの役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場でコーポレートガバナンスの強化を図るなど、当社の経営に貢献できると判断しております。	0株
6	うえはらすみお 上原純夫 (1960年5月15日生) 新任	1983年4月　当社入社 2006年4月　当社光源事業部 映像光源部長 2007年7月　当社製造本部 産業光源部長 2008年4月　当社製造本部 映像光源部長 2009年4月　当社映像光源部 部長 2010年4月　当社生産技術部長 2011年6月　当社生産革新部長 2012年4月　当社光応用事業本部 映像光源部長 2013年4月　当社光応用事業本部 光応用部長 2014年4月　当社執行役員 光応用事業本部 副本部長 2016年4月　当社執行役員 光・環境事業本部長 2017年4月　当社上席執行役員 光・環境事業本部長 兼 埼玉製作所長 2018年4月　当社上席執行役員 光・環境事業本部長 兼 埼玉製作所長、生産事業戦略部管掌 2019年4月　当社上席執行役員 光・環境事業部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 光応用部門、生産技術部門に長年携わるなど豊富な業務経験を有し、業務に精通しております。こうした経験と知見を活かすことにより、当社の経営に貢献できると判断しております。	100株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7	たないつねお 田内常夫 (1957年1月24日生) 新任 社外 独立	1981年４月　本田技研工業株式会社 入社 2004年６月　株式会社本田技術研究所 常務取締役 2006年４月　ホンダオブアメリカマニュファクチュアリング・インコーポレーテッド 取締役副社長 2006年６月　本田技研工業株式会社 執行役員 2008年４月　ホンダオブアメリカマニュファクチュアリング・インコーポレーテッド 取締役社長 2009年４月　本田技研工業株式会社 四輪事業本部長 2009年６月　本田技研工業株式会社 取締役 2011年４月　本田技研工業株式会社 取締役 執行役員 2011年６月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 2013年４月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 経営企画室担当 兼 新規事業統括担当 2014年４月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 事業統括本部長 兼 先進技術研究部担当 2015年６月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 事業統括本部長 兼 米州本部担当 2016年６月　株式会社ケーヒン 代表取締役社長 退任 2016年６月　本田技研工業株式会社 社友（現任） 【社外取締役候補者とした理由】 本田技研工業株式会社において役員を務めた経験があり、社外取締役の立場から経営戦略などに関する経験と豊富な見識を当社の経営に反映させ、また当社から独立した立場で経営全般に関する助言が期待できるため、当社の経営に貢献できると判断しております。	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者 大屋健二氏及び田内常夫氏 は社外取締役候補者であります。
３．取締役候補者 大屋健二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
４．(1) 取締役候補者 大屋健二氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
(2) 取締役候補者 田内常夫氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有しており、また当社から独立した立場として、当グループの成長及び株主価値向上に資する意見・助言等をいただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

5．当社は取締役候補者 大屋健二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、取締役候補者 田内常夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6．当社は取締役候補者 大屋健二氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 田内常夫氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7．当事業年度の取締役会への出席状況につきましては、第104期に開催された取締役会について記載しております。また、稲森真氏及び大屋健二氏につきましては、第103回定時株主総会において新たに選任され、就任したため、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 吉井照雄氏 及び 池田浩一氏 は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かとうひろあき 加藤浩昭 (1960年11月19日生) 新任	1979年４月　当社入社 2012年４月　当社管理本部 経営管理部長 2017年４月　当社経営管理部長 2018年４月　当社総務部長 2019年６月　当社社長付（現任） 【監査役候補者とした理由】 経営管理部門を経て、総務部門に携わるなど豊富な経験と知見を有しております。今までの経験と知見を監査に活かすことにより、当社経営の健全性確保に貢献できると考えております。	300株
2	すずきなおと 鈴木直人 (1957年３月18日生) 新任 社外	1979年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 2005年５月　株式会社みずほ銀行 業務部長 2006年３月　株式会社みずほ銀行 執行役員 業務部長 2007年４月　株式会社みずほ銀行 執行役員 支店業務部長 2008年４月　株式会社みずほ銀行 常務執行役員 2012年４月　株式会社みずほ銀行 理事 2012年５月　みずほ総合研究所株式会社 代表取締役副社長 2014年３月　みずほ総合研究所株式会社 代表取締役副社長 退任 2014年４月　日本ハーデス株式会社 顧問 2014年６月　日本ハーデス株式会社 取締役副社長（現任） (重要な兼職の状況) 日本ハーデス株式会社 取締役副社長 【社外監査役候補者とした理由】 金融業務に従事した経験と経営者としての経験から高い見識を有しており、社外監査役として中立的・客観的立場から監査を行い、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．監査役候補者 鈴木直人氏は社外監査役候補者であります。
３．監査役候補者 鈴木直人氏は日本ハーデス株式会社の取締役副社長を兼務しております。

4．当社は監査役候補者 加藤浩昭氏及び鈴木直人氏が選任された場合には、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 (生年月日)	略　歴　、　当　社　に　お　け　る　地　位 (　重　要　な　兼　職　の　状　況　)	所有する当社の株式数
いけだ　こういち 池　田　浩　一 (1952年2月11日生) 新任　社外	1975年４月　株式会社第一勧業銀行 入行 2005年４月　みずほ総合研究所株式会社 専務執行役員 2009年４月　ＪＦＥスチール株式会社 監査役 2011年４月　みずほファクター株式会社 代表取締役社長 2015年６月　当社監査役 兼 みずほファクター株式会社 代表取締役社長 2015年７月　当社監査役 兼 日本土地建物株式会社 顧問（現任） (重要な兼職の状況) 日本土地建物株式会社 顧問 【補欠社外監査役候補者とした理由】 金融業務に従事した豊富な経験と他社の監査役を務めた経験から高い見識を有しており、当社経営の透明性、監視・監督機能の維持向上に貢献できると考えております。	900株

（注）１．上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．池田浩一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．池田浩一氏は、日本土地建物株式会社の顧問を兼務しております。
４．池田浩一氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任からの年数は４年になります。また、同氏は本総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。
５．当社は池田浩一氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

＜ご参考＞　社外役員（取締役および監査役）の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1．当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、執行役員その他の使用人）または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2．当社の大株主（議決権所有割合10％以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、執行役員その他の重要な使用人）または監査役でないこと。
3．当社が大株主（議決権所有割合10％以上の株主）である会社の重要な業務執行者でないこと。
4．当社の主要な取引先（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の２％超）の重要な業務執行者でないこと。
5．直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
6．当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、個人は１千万円以上、法人・団体は連結総売上高の２％超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7．当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係（３親等以内または同居親族）でないこと。
8．上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

以 上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用や所得環境の改善傾向が続き、ユーロ圏では輸出の鈍化があったものの、内需の下支えにより緩やかな景気回復基調となりました。アジア地域においては、中国では設備投資の停滞感がみられ、景気の減速傾向が続きました。わが国経済は、個人消費や企業の設備投資の持ち直しにより緩やかな景気回復基調となりました。一方、年度の後半においては、世界経済全体として米中の貿易摩擦の影響などにより景気の減速感がみられた上に、英国のEU離脱問題なども懸念材料となり、先行きの不透明感が一層強まりました。

このような環境の中、当社グループは全社重点事業戦略として「付加価値を追求したLED照明事業の拡大」「光・環境事業における新規分野への展開」「海外重点地域への戦略的商品投入による事業の推進」の３項目を掲げて事業展開を推進してまいりました。照明事業は、LED照明事業では売上高は増加しましたが、北米での売上高は伸び悩みました。光・環境事業は、UVキュア事業および情報機器事業において前年同期に納入した件名ほどの納入に至らず、売上高は減少しました。なお、利益面では、前年同期に計上したクレーム対策費用の要因の反動もあり改善となりました。

これらの結果、売上高は54,006百万円（前年同期は57,328百万円で5.8%の減少）、営業利益は1,458百万円（前年同期は131百万円で1,326百万円の改善）、経常利益は1,712百万円（前年同期は228百万円で649.2%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,119百万円（前年同期は381百万円で193.6%の増加）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

＜照明＞

照明事業は、LED照明事業では、省エネ性能を追求するだけでなく、光の質の向上や通信制御機能を付加した商品ラインアップの拡充を図り、商品を実際にお客様に見ていただく営業展開や企業セミナーを開催することで、新商品の拡販推進を行いました。また、より快適で適切な照明環境の創造を提案するため、照明設計力の強化にも取り組みました。国内では、大型投光器などは前年の大型件名の納入の反動もあり減少となりましたが、屋外照明器具や高天井照明器具、特殊環境照明器具は堅調に推移しました。一方、海外では、特に北米において商品ラインアップの整備が遅れたことなどにより、売上高は伸び悩みました。なお、利益面では、前年同期に計上したクレーム対策費用の要因の反動もあり改善となりました。

これらの結果、売上高は39,859百万円（前年同期は41,378百万円で3.7%の減少）、営業利益は2,527百万円（前年同期は1,396百万円で80.9%の増加）となりました。

＜光・環境＞

光・環境事業は、環境試験関連分野の深耕、殺菌・滅菌事業の拡大、UVキュア事業の強化に取り組み、小型電子線照射装置や新型キセノンテスター、UV-LED照射器などの新商品の拡販推進を図るとともに、新規分野への訴求も行うべく専門展示会への出展を積極的に行いました。環境試験関連事業では、新型キセノンテスターの売上高は増加しましたが、自動車産業向けの環境試験装置が前年同期ほどの納入に至らず減少となりました。殺菌・滅菌事業は、売上高は増加となりましたが、UVキュア事業においては、FPD関連および印刷関連での伸び悩みが影響し、売上高は減少となりました。また、情報機器事業では、前年同期に納入した大型件名ほどの納入には至らず、売上高は減少しました。

これらの結果、売上高は14,202百万円（前年同期は15,987百万円で11.2%の減少）、営業利益は807百万円（前年同期は692百万円で16.6%の増加）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は906百万円であり、その主なものは照明事業686百万円、光・環境事業220百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期中に行いました資金調達は、主に社債及び長期借入金の借り換えであります。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区分	第101期 (2015.4.1から 2016.3.31まで)	第102期 (2016.4.1から 2017.3.31まで)	第103期 (2017.4.1から 2018.3.31まで)	第104期(当連結会計年度) (2018.4.1から 2019.3.31まで)
売上高 (百万円)	58,206	56,611	57,328	54,006
経常利益 (百万円)	1,931	1,002	228	1,712
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	920	335	381	1,119
１株当たり当期純利益	12円38銭	4円43銭	49円31銭	144円75銭
総資産 (百万円)	69,636	69,463	69,625	67,288
純資産 (百万円)	25,958	25,791	26,353	26,937

(注) １．当社は、2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第103期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社アイ・ライティング・システム	埼玉県鴻巣市	300百万円	100.0	照明機器の製造販売
アイグラフィックス株式会社	東京都墨田区	180百万円	100.0	光・環境機器の販売
株式会社つくばイワサキ	茨城県桜川市	100百万円	(100.0)	照明機器の製造販売
エナジー・サイエンス・インク	米国マサチューセッツ州	18,400千米ドル	100.0	電子線照射装置の製造販売
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	米国オハイオ州	18,786千米ドル	100.0	照明機器の製造販売

(注)　議決権比率欄の(　)は、間接所有による内数であります。

⑷ 経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、「光テクノロジーを通して豊かな社会と環境を創造する」を企業理念に、光の持つ潜在力を極め、最先端の光技術を駆使して、省エネルギー推進と安全・安心の環境に貢献する「光・環境カンパニー」への飛躍を目指すことを経営方針としております。

当社グループを取り巻く経営環境は、現在、世界経済が米中の貿易摩擦の影響、英国のEU離脱問題などの懸念材料により、景気の下振れリスクが高まっている中、国内においても景気の先行きの不透明感が一層深まっている状況といえます。

このような環境の中、照明事業については、LED照明において価格競争の激化が予想されるものの、ストック需要への国・地方自治体の補助金などの施策によるLED照明への導入促進は引き続き期待できるものと考えており、また、光・環境事業については、UVキュアなどは関連市場の環境負荷対策に向けた意識の高揚もあり、一定の需要は見込めるものと考えております。

今後、当社グループは、照明事業と光・環境事業において、これまで培ってきた光技術と周辺技術の融合を図りながら事業展開を推進してまいります。

照明事業においては、施設照明、産業照明分野で、周辺事業とメンテナンスを含めたトータルソリューションビジネスを展開してまいります。

LED照明機器では、省エネ性能や「あかり」の質の向上だけではなく、利便性やスマートさなどを追求した付加価値を備えた商品開発を行い、お客様の施設環境に応じた最適な照明環境の創造ができるよう設計提案力の強化にも取り組んでまいります。特に商品開発では、市場の多様なニーズに対応するために、機器やデバイスの調達力を強化することによりタイムリーな商品訴求を行い、保有技術と周辺技術を融合することで、独自性のある商品とサービスの訴求を行ってまいります。これらを確実に実行することで、施設照明、特殊照明分野でのシェアの維持拡大を図っていくとともに、ハードの提供だけでなく、関連するソフトと新たなサービスの提供を視野に入れた技術構築とソリューションの実現に向けた研究開発を推進してまいります。

光・環境事業においては、当社グループが取り扱う電子線や紫外線など、さまざまな「ひかり」の技術を応用することで、環境試験関連事業、UV/EBキュア事業、殺菌関連事業の３つの事業を柱として展開してまいります。

環境試験関連事業では、新たな試験装置の開発や光照射システムを構築し、国内に留まらず海外市場での展開を強化することで事業の維持拡大を図ってまいります。また、UV/EBキュア事業や殺菌・滅菌・水処理関連事業では、当社グループが保有する基盤技術と周辺技術の擦り合わせを積極的に行い、「光＋α」を目指した新たなアプリケーション開発や事業フィールドの創造に取り組んでまいります。

当社グループは、照明事業、光・環境事業を推進する上で、ソリューションビジネスの展

開に向けた研究開発とマーケティング活動へ経営資源を重点的に配分し、市場の変化に即応した人材最適化を実践することで、「あかり」と「ひかり」の技術を通して企業価値の向上を図り、持続的に成長できる企業体質の構築を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

事業区分	主要製品等	販売実績による構成比
照明事業	ＬＥＤ、照明用高輝度放電灯、安定器、施設用照明器具、照明制御機器、その他特殊照明	73.8%
光・環境事業	特殊用途用光源・器具（水質浄化、殺菌、改質硬化、環境試験等） 電子線照射装置（改質、滅菌等） 情報機器（道路情報装置、ＩＴ、電子部品等）	26.2%

(6) 企業集団の主要拠点等（2019年３月31日現在）

当　　社	本社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県行田市） 川里工場（埼玉県鴻巣市） 本庄工場（埼玉県児玉郡上里町）
	販売事業所	東京営業所（東京都中央区） 大阪営業所（大阪府大阪市）
	その他	ショールーム（東京都中央区）
株式会社アイ・ライティング・システム	本社	埼玉県鴻巣市
アイグラフィックス株式会社	本社	東京都墨田区
株式会社つくばイワサキ	本社	茨城県桜川市
エナジー・サイエンス・インク	本社	米国マサチューセッツ州
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	本社	米国オハイオ州

(7) **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
照明事業	1,230（119）名	△58（△13）名
光・環境事業	611 （21）名	△20 （△5）名
全社(共通)	58 （0）名	2 （0）名
合計	1,899（140）名	△76（△18）名

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
931（73）名	△45（△12）名	44.4歳	20.0年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,177百万円
株式会社三井住友銀行	1,663百万円

（注） 当連結会計年度末日において1,500百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、借入実行残高はありません。
なお、この協調融資団は、下記のとおりであります。

株式会社みずほ銀行（主幹事）
株式会社三井住友銀行
株式会社横浜銀行
株式会社りそな銀行
株式会社三菱ＵＦＪ銀行

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　23,900,000株
② 発行済株式の総数　　7,821,950株（自己株式7,802株を含む）
③ 株主数　　7,877名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ミネベアミツミ株式会社	300千株	3.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	283	3.63
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	211	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	207	2.66
岩崎電気協力会持株会	192	2.47
株式会社みずほ銀行	183	2.35
明治安田生命保険相互会社	180	2.30
株式会社三井住友銀行	168	2.16
アイランプ社員持株会	163	2.09
日本土地建物株式会社	154	1.98

（注）1．信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。
2．当社は、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ（＝Board　Benefit　Trust））」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当社株式80,000株を取得しております。
3．持株比率は、自己株式（7,802株）を控除して計算しております。自己株式には信託E口が所有する当社株式80,000株は含まれておりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊　藤　義　剛	
取　締　役	五月女　和　男	常務執行役員 国内事業本部長
取　締　役	加　藤　昌　範	上席執行役員 ライティングソリューション事業本部長 財務経理部管掌
取　締　役	有　松　正　行	上席執行役員 総務部、広報宣伝室、ＣＳセンター担当 経営企画部、情報システム部管掌
取　締　役	稲　森　　真	上席執行役員 知財法務部、品質保証部、評価試験センター担当 新技術開発部、営業技術部管掌
社外取締役	広　村　俊　悟	
社外取締役	大　屋　健　二	
常勤監査役	藤　井　英　哉	
常勤監査役	吉　井　照　雄	
社外監査役	池　田　浩　一	日本土地建物株式会社　顧問
社外監査役	渡　邊　正　三	

（注）　1．当事業年度における取締役および監査役の就任・退任は次のとおりであります。

〔就任〕

氏名	就任日	地位
稲森　真	2018年６月27日	取締役
大屋健二	2018年６月27日	社外取締役

〔退任〕

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
渡邊文矢	2018年６月27日	任期満了	取締役会長
木田喜正	2018年６月27日	任期満了	取締役 常務執行役員 株式会社ｱｲ･ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ･ｼｽﾃﾑ 代表取締役社長
髙須利治	2018年６月27日	任期満了	社外取締役
五月女和男	2019年３月31日	辞任	取締役 常務執行役員 国内事業本部長

2．社外監査役 池田浩一、渡邊正三 の両氏はともに金融機関での長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．当社は社外取締役 広村俊悟、大屋健二、社外監査役 渡邊正三 の３氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．当社は執行役員制度を導入しており、取締役兼務者を除く2019年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
〔常務執行役員〕 木田喜正　〔上席執行役員〕上原純夫
〔執行役員〕 星野治彦、山田智彦、柿沼武幸、糸川 剛、青山誠司

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3)	157百万円 (16)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	41 (10)
合計	14	199

（注）使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

１）他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・社外監査役 池田浩一氏は日本土地建物株式会社の顧問を兼務しております。
当社と日本土地建物株式会社との間には特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

		取締役会（14回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	広村俊悟	14回	100.0%	—	—
社外取締役	大屋健二	10回	100.0%	—	—
社外監査役	池田浩一	14回	100.0%	12回	100.0%
社外監査役	渡邊正三	14回	100.0%	12回	100.0%

（注）社外取締役 大屋健二氏は、2018年６月27日開催の第103回定時株主総会において選任されたため、同氏が選任された以降の出席回数を記載しております。

・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役 広村俊悟氏 は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

社外取締役 大屋健二氏 においては、2018年６月27日開催の第103回定時株主総会において就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席しており、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

社外監査役 池田浩一氏 においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

社外監査役 渡邊正三氏 においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

（注）新日本有限責任監査法人は、2018年７月１日にEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、報酬額が妥当であると判断しました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、監査役会が会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を遂行することが困難であると認めた場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

⑷ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
2）取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
3）取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
4）社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスを行います。
5）監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
6）独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
2）取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は取締役会及びＴＭＣ（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
2）リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産、環境、労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。
その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
3）災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
2）取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
3）取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
2）コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
3）営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
4）内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。

5）社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
6）当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

⑥　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
2）当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。
また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはＴＭＣ（経営会議）にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。
3）当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。
4）一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社及び株式会社つくばイワサキの３社の取締役会においては当社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。
5）当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の兆候を洞察し適切に対応します。
6）当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。

7）反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

⑧　前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

⑨　当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

⑩　次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ）当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
ロ）当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1）取締役会議事録、ＴＭＣ（経営会議）議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
2）取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。
3）取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。
4）当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。

5）当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。
6）当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

⑪ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。
2）監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。
3）監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。
4）監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議（取締役会、ＴＭＣ（経営会議）、本部長会議など）へ出席します。
5）監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

・当社は「イワサキグループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき常勤取締役、常勤監査役及び各部門のコンプライアンス小委員会の委員長で構成されるコンプライアンスコミッティーによって、各部門及びグループ子会社における研修の実施状況、法令及び社内規程の順守状況ならびに内部通報の状況などの重点確認事項に関する報告を受けるとともに、コンプライアンス違反の発生後の対応及び再発防止策の実施について審議いたしました。
またその内容については適宜、取締役会に報告し社外取締役及び社外監査役からの意見を求めることで更なるコンプライアンス意識の向上に取り組みました。

・当社は当社社員及びグループ子会社社員を対象とする「内部通報規程」に基づき当社内及び弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設けており、通報された情報、相談等に関しては厳格な管理と適切な対応を行いました。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

・当社は取締役会及びＴＭＣ（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行いました。

・当社は「リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報の収集・評価を行い当社グループにおいて想定されるリスクの予防に取り組みました。またその内容については適宜、取締役会に報告し取締役及び監査役からの意見を求めることで有効なリスクマネジメントの体制構築に取り組みました。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

・当事業年度において取締役会を１４回開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に定められた経営上重要な事項の審議決定を行うとともに各取締役、執行役員による業務執行の監督を行いました。
・社外取締役２名は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を述べるとともに、監査役会と連携して取締役の業務執行に関する提言等を積極的に行いました。
・また取締役会議事録についても正確に記録作成し、情報の保存及び管理を適切に行いました。

④　子会社の経営管理に対する取組みの状況

・当社は「関係会社管理規程」に基づき重要な事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはＴＭＣ（経営会議）にて審議し決裁しました。また四半期ごとに経営状況、財務状況について報告を受けるとともに親会社から派遣している非常勤取締役、監査役によって法令、定款、取締役会規程を順守しての執行状況の監督を行いました。

⑤　監査役の職務の執行について

・当社の監査役会は社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。
当事業年度において監査役会は１２回開催され、各監査役から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。
また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、社外取締役、会計監査人及び内部監査室との連携、取締役会・ＴＭＣ（経営会議）への提言を適宜行い、監査の実効性向上に取り組みました。

⑸　会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
Ⅰ　流動資産	**43,832**	**Ⅰ　流動負債**	**18,384**
現金及び預金	14,774	支払手形及び買掛金	7,932
受取手形及び売掛金	12,820	電子記録債務	3,687
電子記録債権	2,107	短期借入金	980
商品及び製品	7,077	1年内返済予定の長期借入金	1,300
仕掛品	1,538	未払法人税等	358
原材料及び貯蔵品	4,916	未払消費税等	553
その他	653	賞与引当金	732
貸倒引当金	△54	クレーム処理引当金	169
Ⅱ　固定資産	**23,455**	その他	2,670
１．有形固定資産	**17,224**	**Ⅱ　固定負債**	**21,966**
建物及び構築物	5,740	長期借入金	5,300
機械装置及び運搬具	1,058	繰延税金負債	72
工具、器具及び備品	615	再評価に係る繰延税金負債	1,208
土地	9,619	退職給付に係る負債	13,018
リース資産	61	資産除去債務	62
建設仮勘定	130	役員株式給付引当金	24
２．無形固定資産	**1,015**	その他	2,279
ソフトウエア	701	**負債合計**	**40,350**
その他	314	**【純資産の部】**	
３．投資その他の資産	**5,214**	**Ⅰ　株主資本**	**24,524**
投資有価証券	4,209	**資本金**	**8,640**
繰延税金資産	475	**資本剰余金**	**2,069**
その他	562	**利益剰余金**	**13,955**
貸倒引当金	△32	**自己株式**	**△140**
		Ⅱ　その他の包括利益累計額	**2,396**
		その他有価証券評価差額金	**1,581**
		土地再評価差額金	**2,552**
		為替換算調整勘定	**△291**
		退職給付に係る調整累計額	**△1,445**
		Ⅲ　非支配株主持分	**16**
		純資産合計	**26,937**
資産合計	**67,288**	**負債純資産合計**	**67,288**

連結損益計算書

(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**54,006**
売上原価		**37,509**
売上総利益		**16,496**
販売費及び一般管理費		15,038
営業利益		**1,458**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	91	
受取賃貸料	11	
為替差益	33	
保険配当金	30	
持分法による投資利益	125	
その他	101	398
営業外費用		
支払利息	121	
その他	23	144
経常利益		**1,712**
特別利益		
固定資産売却益	15	15
特別損失		
固定資産除売却損	23	
投資有価証券評価損	10	33
税金等調整前当期純利益		**1,694**
法人税、住民税及び事業税	386	
法人税等調整額	182	569
当期純利益		**1,125**
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,119**

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,640	2,069	13,169	△139	23,739
当期変動額					
剰余金の配当			△312		△312
親会社株主に帰属する当期純利益			1,119		1,119
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△21		△21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	−	−	785	△0	785
当期末残高	8,640	2,069	13,955	△140	24,524

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,875	2,531	△88	△1,714	2,603	11	26,353
当期変動額							
剰余金の配当							△312
親会社株主に帰属する当期純利益							1,119
自己株式の取得							△0
土地再評価差額金の取崩							△21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△294	21	△202	269	△206	5	△201
当期変動額合計	△294	21	△202	269	△206	5	583
当期末残高	1,581	2,552	△291	△1,445	2,396	16	26,937

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
Ⅰ　流動資産	**29,395**	**Ⅰ　流動負債**	**14,403**
現金及び預金	7,963	支払手形	1,422
受取手形	1,665	電子記録債務	4,651
電子記録債権	1,207	買掛金	4,366
売掛金	10,715	1年内返済予定の長期借入金	1,300
商品及び製品	4,586	リース債務	77
仕掛品	454	未払金	967
原材料及び貯蔵品	1,794	未払法人税等	156
前渡金	149	未払消費税等	414
前払費用	84	未払費用	109
短期貸付金	658	前受金	193
未収入金	111	預り金	110
その他	3	賞与引当金	463
貸倒引当金	△1	クレーム処理引当金	169
Ⅱ　固定資産	**23,909**	その他	1
１．有形固定資産	**14,498**	**Ⅱ　固定負債**	**18,974**
建物	4,130	長期借入金	5,300
構築物	188	リース債務	169
機械及び装置	491	繰延税金負債	62
車両運搬具	4	再評価に係る繰延税金負債	1,208
工具、器具及び備品	380	退職給付引当金	10,221
土地	9,224	長期預り保証金	1,897
リース資産	27	資産除去債務	26
建設仮勘定	51	役員株式給付引当金	24
２．無形固定資産	**903**	関係会社事業損失引当金	9
ソフトウエア	690	その他	54
リース資産	198	**負債合計**	**33,378**
その他	14	**【純資産の部】**	
３．投資その他の資産	**8,507**	**Ⅰ　株主資本**	**15,813**
投資有価証券	3,469	**資本金**	**8,640**
関係会社株式	3,434	**資本剰余金**	**1,909**
出資金	8	資本準備金	1,909
関係会社出資金	779	**利益剰余金**	**5,403**
長期貸付金	404	利益準備金	136
その他	412	その他利益剰余金	5,267
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	5,267
		自己株式	**△140**
		Ⅱ　評価・換算差額等	**4,112**
		その他有価証券評価差額金	**1,560**
		土地再評価差額金	**2,552**
		純資産合計	**19,926**
資産合計	**53,304**	**負債純資産合計**	**53,304**

損益計算書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**46,075**
売上原価		**34,378**
売上総利益		**11,697**
販売費及び一般管理費		10,415
営業利益		**1,282**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	381	
受取賃貸料	205	
保険配当金	28	
為替差益	34	
その他	123	782
営業外費用		
支払利息	99	
社債利息	13	
貸与資産減価償却費	134	
その他	15	263
経常利益		**1,800**
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社株式売却益	14	16
特別損失		
固定資産除売却損	2	
投資有価証券評価損	9	12
税引前当期純利益		**1,804**
法人税、住民税及び事業税	167	
法人税等調整額	20	187
当期純利益		**1,616**

株主資本等変動計算書

(2018年４月１日から2019年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	8,640	1,909	1,909	105	4,015	4,121	△139	14,531
当期変動額								
剰余金の配当				31	△343	△312		△312
当期純利益					1,616	1,616		1,616
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取崩					△21	△21		△21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	31	1,251	1,282	△0	1,282
当期末残高	8,640	1,909	1,909	136	5,267	5,403	△140	15,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,844	2,531	4,375	18,906
当期変動額				
剰余金の配当				△312
当期純利益				1,616
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				△21
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△284	21	△262	△262
当期変動額合計	△284	21	△262	1,019
当期末残高	1,560	2,552	4,112	19,926

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野口和弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野口和弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制、以下「内部統制システム」という。）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査室並びにＥＹ新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月22日

岩崎電気株式会社　監査役会

常勤監査役　藤井英哉　㊞

常勤監査役　吉井照雄　㊞

社外監査役　池田浩一　㊞

社外監査役　渡邊正三　㊞

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会 場　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル ３階コンベンションホール

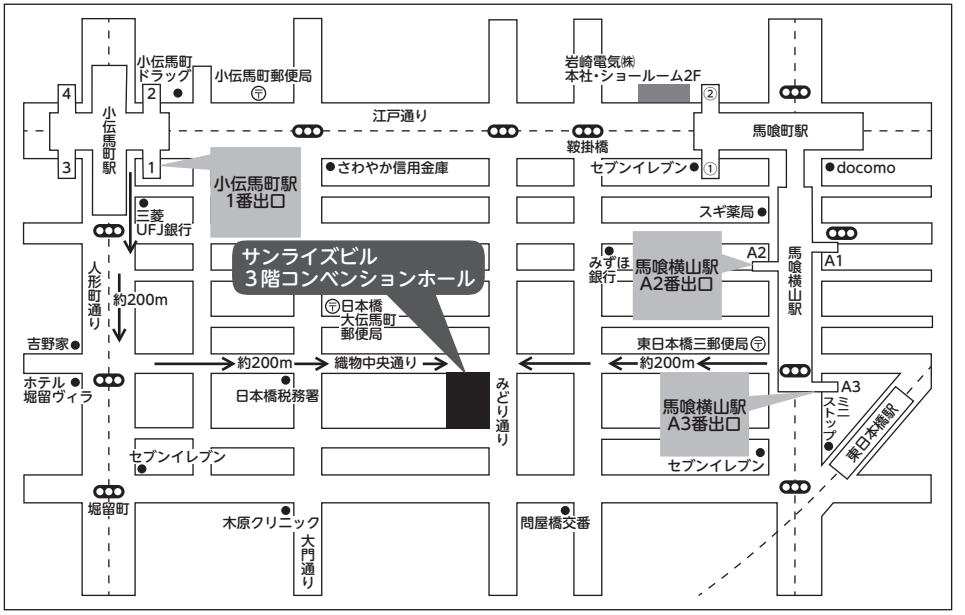

アクセス

- ■ 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約３分（出口A3）
- ■ 都営浅草線「東日本橋駅」及びＪＲ総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約４分
  （地下道を利用し、都営新宿線方面の出口A3が便利です）
- ■ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約４分（１番出口）

※ 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
※ 受付は午前９時に開始いたします。
※ 本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解の程お願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。